

## 受託事業に係る委員会等に対する海外出張旅費の支払いに関する要領

1. 目的  
この要領は、当協会が国及び他団体等から委託又は補助を受けて実施する事業に係る委員会等の委員に対する海外出張旅費の支払いについて定める。
2. 適用範囲  
この要領は、当協会が国及び他団体等から委託又は補助を受けて実施する事業に係る委員会、分科会等（以下「委員会等」という。）の委員について適用する。
3. 旅費の区分  
委員に支払う旅費は、次のとおり区分する。
  - (1)航空運賃（正規海外割引運賃）
  - (2)日当、宿泊料
  - (3)海外旅行障害保険
  - (4)その他（現地交通費、ビザ、予防接種）
4. 日当及び宿泊料  
  - (1)日当、宿泊料は次のとおりとする。

日 当	甲地域：	6,200 円	乙地域：	5,000 円
宿泊料	甲地域：	18,800 円	乙地域：	15,100 円
  - (2)甲地域は、北米、欧州及び中近東とする。  
乙地域は、甲地域以外とする。
  - (3) 会長が認めた場合、宿泊費は規定額を超えて、支払うことができる。
5. 海外旅行傷害保険  
出張者に対して、海外旅行傷害保険を適用する。
6. 特例  
他団体等の委託又は補助を受けて実施する事業に係る国内旅費について、委託元の団体等が特別な規程等を有する場合には、これを準用することができる。

### （附則）

1. 平成 25 年 5 月 14 日 理事会で制定。平成 25 年 6 月 1 日から施行
2. 2018 年(平成 30 年)10 月 17 日理事会で改訂。2019 年(平成 31 年)4 月 1 日から発効
3. この要領は、2023 年 11 月 8 日から施行する。